

草津市文化振興条例の概要

条例制定の趣旨／背景

草津市は、東海道と中山道が合流、分岐する唯一の宿場町として発展し、ひと、もの、情報が行き交い交流する街道文化が育まれるとともに、先人たちの営みによって、豊かな有形・無形の文化財および琵琶湖や田園などの清らかで美しい景観が、保存、継承されてきました。今日においても、街道文化は人々の生活の中に脈々と受け継がれ、様々な出会いと交流が生み出されることにより、多様な文化や価値観を許容する寛容性の高い社会が形成され、協働による住みよいまちづくりがすすめられています。

文化は、人と人を結び、相互理解を深める営みであるとともに、人の生活を鮮やかに彩り、豊かな人間性を涵養する重要な資源であり、地域で

育まれる文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。

私たちは、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力高めることに取り組めます。

そして、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、この条例を制定します。

条例制定の目的（第1条関係）

文化振興に関する基本理念を定め、市民および市の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする

基本理念（第3条関係）



以下の基本理念に基づき、文化振興に取り組めます

1 文化活動を行う者の自主性および創造性を尊重する

2 市民が等しく文化に触れることができる機会の充実を図る

3 文化の創造および発展を促進し、都市の魅力を高める

各主体の役割（第4条・第5条関係）

市民

- ①一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努める
- ②地域で実践されている多様な文化活動を理解、尊重し、交流を深めるよう努める

市

- ①基本理念に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する
- ②文化振興施策の実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努める

基本施策（第7条－第16条関係）



協働による文化活動の推進

市民と市の協働による文化活動の推進



文化施設の活用および充実

施設の機能を十分に発揮するための施設の活用、充実



情報の収集および発信の充実

・文化活動に関する情報の収集、発信
・時代に適合した多様な媒体の活用等



文化活動を担う人材の育成および活用

・文化活動を担う人材の育成、活用
・活躍の場を広げる環境整備



子どもおよび若者の文化活動の充実

文化に親しめる機会の充実



高齢者、障害者等の文化活動の充実

文化活動の支援、環境整備



学校等における文化活動の充実

・文化に関する体験学習の充実
・優れた文化に触れる機会の充実



文化によるまちづくりの推進

文化を活用した課題解決や地域の活性化



文化を通じた出会いおよび交流の創出

・市民間の出会いと交流の創出
・異文化の出会いと交流の創出



文化的資産の継承および活用

・文化的資産の次世代への継承
・魅力、価値を高める活用